

市内建築物への

太陽光発電設備と蓄電池の 導入費用を補助します！

今年度から対象拡大！
補助金を活用できる今がチャンス！



太陽光発電設備

1kW当たり **5万円**

【補助上限】

900万円（その他、設備設置費用に係る上限あり）

【主な要件】

- ・京都市が定める基準量に**1kW以上上乗せ**して設置する場合（裏面参照）
- ・FIT制度又はFIP制度の認定を**取得しないこと**
- ・補助対象設備で発電した電力量の一定割合以上を**自家消費すること**
（業務用：50%、家庭用：30%）

蓄電池

導入費用の **1/3**

【補助上限】

100万円（災害時に地域で電力を供給する場合
200万円）

【主な要件】

- ・左記太陽光発電設備の付帯設備として同時設置する場合
- ・導入価格（工事費込み・税抜き）が次の価格以下であること
業務用：19.0万円/kWh
家庭用：15.5万円/kWh

申請期限：令和7年1月31日（金）（予算がなくなり次第終了）

補助例：延べ床面積400m²の事務所に太陽光発電設備15kW、蓄電池10kWh設置した場合
（蓄電池の導入価格は150万円（税抜き）と想定）

太陽光発電設備

75万円

（5万円 × 15kW）



蓄電池

50万円

（150万円 × 1/3）



合計補助額

125万円

補助対象者

市内の延べ床面積10m²以上の建築物（延べ床面積300m²未満の戸建て住宅を除く）において、以下の基準量に1kW以上上乗せして太陽光発電設備を設置する民間事業者（PPA事業者及びリース事業者を含む）もしくは個人

建築物の種類	建築物の規模	設置基準量※3
新增築建築物 ・ 既存建築物※1	延べ床面積10m ² 以上300m ² 未満※1 （戸建て住宅を除く※2）	3万MJ
	延べ床面積300m ² 以上2,000m ² 未満	30MJ×延べ床面積（m ² ） ただし、上限45万MJ
延べ床面積2,000m ² 以上		

※1 下線部は、令和6年度から補助対象を拡大した建築物です。

※2 延べ床面積10m²以上300m²未満の戸建て住宅は対象外です。
別の支援事業「京都再エネクラブ」のご活用を検討ください。

※3 1万MJは、太陽光発電設備では、0.9kW～1.1kW程度に相当します。



京都再エネクラブ

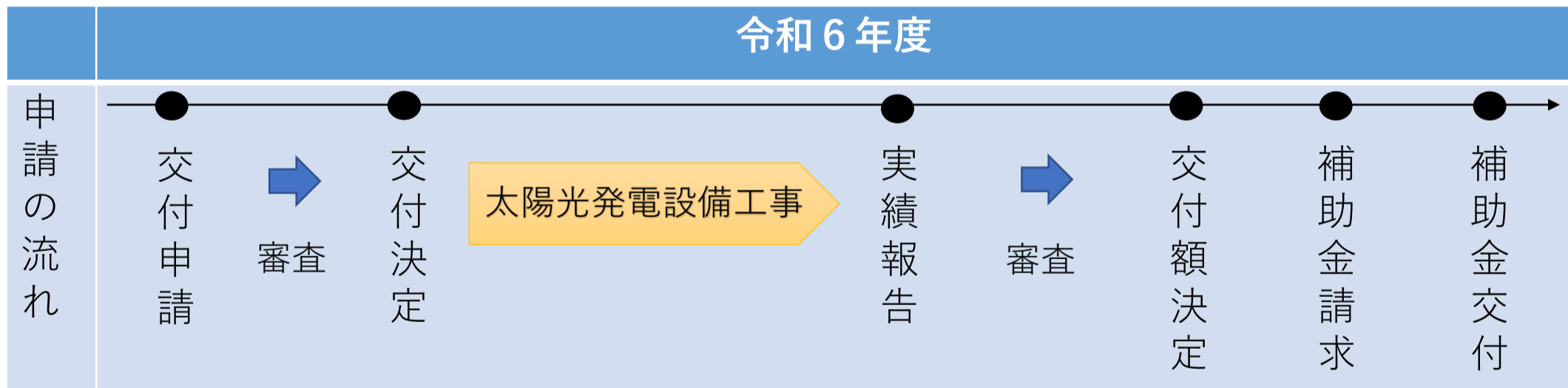
補助対象期間

補助対象設備の設置工事に関する契約時期や工事期間等が以下の期間内であること。

建築物の種類	請負契約締結日	補助対象設備の工事着手	補助対象設備の工事完了及び実績報告
新增築時に設置	令和4年5月30日以降	令和6年度	令和7年3月15日まで※
既存建築物に設置	令和6年4月1日以降	令和6年度	令和7年3月15日まで

※ 新增築建築物において、補助対象設備の工事を令和6年度に着手し、令和7年4月1日以降に完了する場合、補助対象設備の工事着手前かつ令和7年2月28日までに、事業開始承認申請を行い、令和7年度に改めてご申請ください（事業開始承認を以て、交付を保証するものではありません）。

申請の流れ



詳細の要件や申請書の様式については京都市情報館を御確認ください。

京都市 太陽光 上乗せ

検索



申請・お問合せ先

京都市環境政策局地球温暖化対策室

電話 : 075-222-4555
 e-mail : ene@city.kyoto.lg.jp
 受付時間 : 平日 9:00~17:00
 住所 : 〒604-8571
 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地



一般社団法人京都府建築士事務所協会（受託事業者）

電話 : 075-334-5277
 e-mail : eco2050@kyoto-kenchiku.com
 受付時間 : 平日 9:00~17:00
 住所 : 〒603-8163
 京都市北区小山南大野町1番地 紫明会館1階



この印刷物が不要になれば「雑がみ」として古紙回収等へ！